

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1400001	自衛隊が実施できる事業の範囲の拡大	-	自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、国、地方公共団体、土地改良区及び港湾局の土木工事、通信工事その他、防疫事業、医療事業(へき地について行うものに限る。)又は、輸送事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができることとされていることから、例えば、県知事等からの依頼により離島地域の投票箱等を輸送する海上輸送手段が悪天候等により欠航した場合に自衛隊ヘリを使用し投票箱等の輸送を実施しているところ。	e		本要望は、自衛隊の実施できる輸送事業の範囲拡大を求めるものであるが、自衛隊法第100条の規定は、自衛隊が防衛出動等の際に道路開設や陣地構築といった土木工事、通信回線確保といった通信工事、物資及び人員の輸送等を行うことが予想され、平時から当該業務の技術を習熟させる必要があることから、当該業務の訓練の目的に適合する場合にのみ輸送事業等の受託が可能であると考えている。これは、あくまで訓練による技術の習熟を目的とするものであり、営利目的ではないことから、対象とする者は国及び地方公共団体等に限定されているところである。 このため、当該業務の訓練の目的に適合するかどうかにかかわらず、専ら民間事業への支援のために航空運送事業や航空機使用事業として輸送事業を行うことはできないと考えている。 本要望は規制改革あるいは規制緩和に関する要望事項ではないことから、規制改革集中月間の趣旨に沿わないものであることを御理解願いたい。					5115001	非特定営利法人 名古屋エアーフロント協会 (設立準備中)	11	
z1400002	自衛隊が実施できる事業の要請者の範囲の拡大	-	自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、国、地方公共団体、土地改良区及び港湾局の土木工事、通信工事その他、防疫事業、医療事業(へき地について行うものに限る。)又は、輸送事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができることとされていることから、各省庁あるいは県知事等からの依頼を受け実施しているところ。	e		本要望は、自衛隊の実施できる輸送事業の要請者の範囲拡大を求めるものであるが、自衛隊法第100条の規定は、自衛隊が防衛出動等の際に道路開設や陣地構築といった土木工事、通信回線確保といった通信工事、物資及び人員の輸送等を行うことが予想され、平時から当該業務の技術を習熟させる必要があることから、当該業務の訓練の目的に適合する場合にのみ輸送事業等の受託が可能であると考えている。これは、あくまで訓練による技術の習熟を目的とするものであり、営利目的ではないことから、対象とする者は国及び地方公共団体等に限定されているところである。 本要望にあるNPOを対象に加えることは、非営利とはいえ特定の民間事業者のみに輸送事業等の機会を与えることとなり、NPO以外の民間事業者を排除し、公正な経済活動を阻害するおそれがあるため、本要望に対応することは適切ではないと考えている。 本要望は規制改革あるいは規制緩和に関する要望事項ではないことから、規制改革集中月間の趣旨に沿わないものであることを御理解願いたい。					5115002	非特定営利法人 名古屋エアーフロント協会 (設立準備中)	11	
z1400003	料金表示方式の変更	-	-	e		本要望は、料金表示方式の変更を求めるものであるが、上述の理由のとおり自衛隊の訓練の目的に適合する場合、国及び地方公共団体等に限り実施しているものであることから、検討する必要がないものであると考えている。 本要望は規制改革あるいは規制緩和に関する要望事項ではないことから、規制改革集中月間の趣旨に沿わないものであることを御理解願いたい。						5115003	非特定営利法人 名古屋エアーフロント協会 (設立準備中)	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1400001	自衛隊が実施できる事業の範囲の拡大	5115	5115001	非特定営利法人:名古屋エアフロント協会(設立準備中)	11	名古屋エアフロントプロジェクト		現在、自衛隊では土木工事等一部の事業に限って訓練を兼ねて行っている。自衛隊の実施できる事業の中に航空運送事業、航空機使用事業を含め、民間事業もできるようにしてほしい。例えば民間のヘリコプターでは約3トン以下の荷物しか運べない。ところが風力発電等国立公園の中にまで設立認可になってきているがプロペラ1本だけでも5~10トンもあり民間では対応できない。いきおい林道等改修しているがプロペラは40M以上もあり改修工事は自然破壊にもつながっている。社会的に意義あるものは民間事業でも自衛隊で負担してほしい。	自衛隊航空機による航空運送事業、航空機使用事業を民間NPOにより民間より要請を受け自衛隊と調整し実行したい。	自衛隊航空機は多様な能力を持っている。我々が受注したい事業でも僅かな部分が民間機の能力を超える場合はそのために他の手段が講じられ我々が遂行できる他の大部分の事業まで受注できなくなってしまう。民間営業を圧迫するようなことは許されないが、一方で民間事業者が個々に要請していても航空機の稼働には専門的な知識も必要であり、そのためのNPO集団に事業の社会的意義の選択等も含めて担当させてほしい。又自衛隊機毎の適正な時間当たり料金設定が必要であるし、民間事業者もその料金負担の義務がある。	自衛隊法100条 土木工事等の受託:長官は、自衛他の訓練の目的に適合する場合は国、地方公共団体、政令で定めるものの土木工事、通信工事等の施行の委託を受け、実施できる。 自衛隊法施行令 121条2項 法100条1項の政令で定める事業は防疫・医療・輸送事業とする。 *輸送事業の中に航空運送事業、航空機使用事業を含めてほしい。	防衛庁	隣国では軍基地内で銃の試射までさせるのをうたい文句にしたツアー募集を日本国内で行っている。そこまでは要求しないが民業を圧迫しない範囲で税金節約のため社会に大儀名分の立つ部分において営利本能を持って良いものではないか。その際無定見に手を広げる訳には行かない。一定の見識を持ったNPOに絞って出発したらここに提案するものです。
z1400002	自衛隊が実施できる事業の要請者の範囲の拡大	5115	5115002	非特定営利法人:名古屋エアフロント協会(設立準備中)	11	名古屋エアフロントプロジェクト		自衛隊が実施できる事業の要請者は各省庁の長や地方公共団体の長(又は委任を受けたもの又は準ずるもの)となっているが非特定営利法人のNPOにも認めてほしい。自衛隊機には実行可能で民間機では能力的に対応できない事業で社会的に意義ある事業は一定のルールのもと民間事業も受けてほしい。	自衛隊航空機による航空運送事業、航空機使用事業を民間NPOにより民間より要請を受け自衛隊と調整し実行したい。	自衛隊航空機の能力は我々は十分認識していて借用して使いたい場面がある。しかし要請できるのは各省庁の長や地方公共団体の長にのみかざらされている。民間の社会的に意義ある事業に就いては非特定営利法人も要請できることにしてほしい。	自衛隊法施行令122条2項:各省庁の長若しくはその委任をづける、又は地方公共団体の長若しくはそれに準ずる者は長官又は長官が指定する者に土木工事等の施行の委託及びその実施を申し出ることができる。	防衛庁	
z1400003	料金表示方式の変更	5115	5115003	非特定営利法人:名古屋エアフロント協会(設立準備中)	11	名古屋エアフロントプロジェクト		自衛隊機を借用して事業を行う場合時間当たり料金が明示できないと需要家に説明できない。民間では固定費・変動費とそれにその他経費に分けて算出している。自衛隊法式の料金表示を民間方式に変えてほしい。	自衛隊航空機による航空運送事業、航空機使用事業を民間NPOにより民間より要請を受け自衛隊と調整して実行したい。	原価積立方式で総経費をだして年間平均稼働時間で割って時間当たり料金を算定してほしい。需要家に説明するには航空機の性能から所要の飛行時間を算定しトータル経費を即座に出さなければならない。	自衛隊法施行令124条 土木工事等の費用の負担部分:土木工事等の実施に必要な費用の内、次に掲げるもの以外のものは、当該土木工事等の委託及び実施を申し出た者が負担する。 1. 隊員の給与 2. 隊員の糧食費 3. 自衛隊の車両、航空機、船舶、機械及び器具の修理費	防衛庁	